

## 新座市新座ブランド認定事業実施要綱

(平成27年3月31日告示第113号)

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の地域経済の活性化等に寄与する優れた商品を新座ブランドとして認定する事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象品)

第2条 新座ブランドの認定の対象となる商品（野菜、果物等の農産物を除く。以下「対象品」という。）は、食品（店舗等での飲食に限られるものを除く。）のうち、市内で生産され、製造され、若しくは加工されたもの又は市外で製造され、若しくは加工されたものであって市内で生産された農産物を原材料とするものとする。

(認定申請者)

第3条 新座ブランドの認定の申請をすることができる者は、対象品を生産し、製造し、又は加工する者のうち、市内に事業所を有するものとする。

(認定の申請)

第4条 新座ブランドの認定を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、新座市新座ブランド認定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 市内で事業を営んでいることを確認できる書類
- (2) 保健所が発行する食品営業許可書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の推薦等)

第5条 対象品を認定すべきものとして推薦しようとする者は、市長が別に定める期間内に、新座市新座ブランド認定推薦書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による推薦があったときは、当該推薦を受けた者に認定の申請の意思を確認するものとする。
- 3 前項の規定による確認により、推薦を受けた者に認定の申請の意思があると認めるときは、当該推薦を受けた者は、前条の規定による申請を行うものとする。
- 4 第2項の規定による確認により、推薦を受けた者に認定の申請の意思がないと認めるときは、その旨を推薦した者に通知するものとする。

(認定の審査)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、新座市新座ブランド

認定審査会条例（平成27年新座市条例第23号）により設置された新座市新座ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）において審査するものとする。

2 審査会は、市長が別に定める基準に基づき、申請の内容を審査し、認定の適否を決定し、その旨を市長に報告するものとする。

（認定の決定）

第7条 前条第2項の規定による報告に基づき、新座市新座ブランド認定決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（認定の表示）

第8条 前条の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた商品（以下「認定品」という。）の包装、容器、案内物等にも新座ブランドロゴマークを表示することができる。

2 前項の新座ブランドロゴマークの表示に要する経費は、認定事業者が負担するものとする。

（実績報告等）

第9条 認定事業者は、認定後1年ごとに新座市新座ブランド認定品実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、認定事業者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（認定の有効期間）

第10条 認定の有効期間は、認定を受けた日から4年とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、認定の有効期間を延長することができる。

（認定の更新）

第11条 認定事業者は、前条の有効期間満了後も引き続き新座ブランドとして認定品の生産等をしようとする場合は、当該有効期間の末日の2週間前までに、新座市新座ブランド認定更新申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の更新の可否を決定し、新座市新座ブランド認定更新決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（市の支援等）

第12条 市長は、認定品の情報を積極的に発信し、認定品の周知に努めるものとする。

（遵守事項）

第13条 認定事業者は、この告示の規定を遵守するとともに、認定品の原材料、

製法、品質及びデザインを維持するよう努めなければならない。

2 認定事業者は、認定品の生産等を通じて、新座ブランドの普及及び啓発に協力するよう努めなければならない。

3 認定事業者は、認定品に関する事故等が発生したときは、速やかに市長に報告するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(認定事項の変更等)

第14条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに新座市新座ブランド認定変更・廃止届出書により、これを市長に報告しなければならない。

(1) 新座市新座ブランド認定申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。

(2) 認定品の包装、容器、案内物等の表示に変更が生じたとき。

(3) 認定品の生産等を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、認定事項に変更が生じたとき。

(認定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新座ブランドの認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) この告示の規定を遵守しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、新座ブランドの認定を継続しておくことが適当でないと市長が認めるとき。

(認定の辞退)

第16条 認定事業者は、新座ブランドの認定を辞退しようとするときは、新座市新座ブランド辞退届出書を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 市長及び審査会は、事業によって生じた損害については、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の事業に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第507号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第158号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第217号）

この告示は、令和6年5月27日から施行する。